

## 提出書類について

### (1) 支給認定申請書兼保育所等入所申込書（1号・2号・3号）

認定こども園・保育所・幼稚園を利用される方は、「支給認定申請書兼保育所等入所申込書」を提出してください。

### (2) 保育が必要な場合（2号・3号）

保育の利用を希望される場合、保育の必要性を認定するために、(1)の支給認定申請書兼保育所入所申込書に加えて、両親について次の書類の提出が必要となります。

保育の必要な事由		提出書類
就労	フルタイム・パートタイム	勤務証明書
	自営	就労状況申告書
	内職	内職証明書
	農業	就労状況申告書
妊娠、出産（産前・産後8週間）		申立書 母子健康手帳の写し

保育の必要な事由	提出書類
保護者の疾病、障がい	申立書 疾病：診断書 障がい：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳のいずれかの写し
親族の介護・看護	申立書 次の①～③のいずれか ①介護・看護が必要な親族の方の診断書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健 福祉手帳のいずれかの写し ③介護保険被保険者証の写し
災害復旧	申立書 罹災証明書
求職活動（90日間）	申立書 求職中であることがわかる書類 （求職カード、雇用保険受給資格者証等）

就学、職業訓練	申立書 在学証明書、受講証明書等
育児休業を取得して育児中	勤務証明書（育児休業期間が明記されているもの）
その他の場合	町が必要と認める書類

## （２）保育料算定のために必要な書類（１号・２号・３号）

次に該当する場合は、保育料算定のために両親または家計の主宰者（祖父母等で主に家計を支えている方）の課税状況等を証明する書類の提出が必要となります。

### ① １月１日時点で能勢町に住民登録を有しない場合

１月２日以降、能勢町に転入された方は、該当年度１月１日時点の住民登録市町村の発行する「該当年度市(町)民税・府(県)民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

※１月１日時点で能勢町に住民登録されている方は、課税証明書の提出の必要はありません。

### ② 単身赴任の場合

単身赴任等で住民登録の世帯が別であっても、生計が同一の場合は、単身赴任されている保護者の方の「該当年度市(町)民税・府(県)民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

### ③ 海外赴任の場合

能勢町転入前が海外赴任等で日本に住所がなかった場合は、前年度中の日本国外での総収入がわかる書類を提出してください。日本国内での収入があった場合は、その収入がわかる書類も併せて提出してください。

### ④ 生活保護受給中の場合

「支給認定申請書兼保育所等入所申込書」に生活保護を受給している旨を記入の上、生活保護適用証明書を提出してください。

### ⑤ 本年度所得が未申告の場合

本年度の所得（前年中の所得）が未申告の方は、至急、申告を済ませ、課税証明書等を提出してください。町(市)・府(県)民税が未確定の場合には、認定が保留されます。